平成２２年（フ）第６０号
北海道北見市本町５丁目７番５号
債務者　大島　麗香（旧姓廣尾）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
山形県米沢市金池１丁目３番４―31号
債務者　本間　恵美（旧姓保科）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第９５号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1058番地の２こえだハイツ101
債務者　金子　協子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２５５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目17番地６　パークサイドピア102
債務者　加賀谷隆一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市千間台西２丁目３番地３　ベルブライト201
債務者　鈴木　稔子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
埼玉県草加市金明町1172番地11
債務者　原田　喜勝
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
埼玉県草加市瀬崎町1314番地７　セトルコート谷塚701号、旧住所埼玉県草加市谷塚町232番地　新永建設内
債務者　紺野　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
千葉県市原市島野３番地１　南五井ハイツＢ207
債務者　高橋　賢樹
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７６号
千葉県市川市塩浜４丁目２番３棟1210号　ハイタウン塩浜
債務者　篠田　拓実
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７８号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番12棟411号
債務者　小谷内正人
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０３号
千葉県船橋市新高根２丁目23番３号
債務者　永沢　彦伸
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２４号
名古屋市名東区牧の原１丁目1510番地　ロイヤルハイツ201号
債務者　本村　昌稔
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６５号
愛知県北名古屋市鹿田清水14番地　コーポラス一進201号
債務者　重田　正実
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２８号
名古屋市西区赤城町138番地　マリッチ赤城105号
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８８号
名古屋市中区栄１丁目18番15号　ラ・レジダンス・ド・シャトレーヌ320号
債務者　野中　裕文
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７０号
愛知県刈谷市末広町３丁目３番地15　ハピネス末広101号
債務者　伊勢田牧子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
愛知県岡崎市井ノ口新町８番地４　マンションラフィーネ302
債務者　中村　一三
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係